



6新教教企第567号  
令和6年11月13日

一般社団法人林家こん平事務所  
代表理事 笠井 咲 様

新宿区教育委員会  
教育長 針谷 弘志



### 共催名義使用の承認について（通知）

申請のあった共催名義の使用について、事業内容の審査の結果、下記のとおり共催名義の使用を承認いたします。

#### 記

#### 1 事業名

はなしかにはなそう！—ささえるだれかがいる— 落語絵本読み聴かせ寿限無

#### 2 使用名義

「新宿区教育委員会共催」の名義

#### 3 使用期間

承認日から 令和6年12月8日まで

#### 4 承認条件

- (1) 事業活動は、非営利であること。
- (2) 共催名義の使用に際しては新宿区教育委員会に負担をかけないこと。共催は名義のみとし、経費援助・事業周知その他援助は行わないものとする。
- (3) 共催名義使用の印刷物を作成、配布する場合は、本委員会に事前に提出の上、協議すること。
- (4) 事業を実施するために収集した参加者等の個人情報、目的外の利用を行わず、事業終了後に破棄すること。
- (5) 事業を実施する際に撮影した画像を、参加者またはその保護者の同意を得ずに使用しないこと。また、参加者またはその保護者が、事業に参加する際に取得した資料及び制作物または撮影した画像を、申請者の同意を得ずに再配布（インターネット上での公開を含む）しないよう周知するものとする。
- (6) 事業計画に変更があった場合は、直ちに届け出ること。
- (7) 事業終了後は、速やかにその結果について報告書を提出すること。
- (8) 安全管理については最大限の対策・対応を行うこと。
- (9) 事業の実施上、新宿区教育委員会共催にふさわしくない行為があった場合は、この承認を取り消すことがある。

#### 5 問合せ先

新宿区教育委員会事務局教育調整課企画調整係 担当 井上

〒160-8484 東京都新宿区歌舞伎町1丁目4番1号 新宿区役所本庁舎4階

電話 03-5273-3074 FAX 03-5273-3510